

支出証拠書

9/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考書籍購入 (月刊ガバナンス購読料 5月~3月分)		
年 月 日	令和5年5月1日~令和 年 月 日	金 額	9,075 円

目 的	各種情報収集と研究
使 途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する

《領収書貼付枠》
契約購読期間が2022年9月号から2025年8月号のため各会計期間で案分し充当する
(本年度 2023年5月号から2024年3月号(11か月分)を充当)
 $29,700 \times 11/36 = 9,075$

、 原本は 4 年 9 月 整理番号 9 - 10 添付

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,075 円	100%	9,075 円

支出証拠書

9/16 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・選挙活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考書籍購入		
年 月 日	令和5年4月1日～令和 年 月 日	金 額	825 円

目 的	各種情報収集と研究
使 途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
＜領収書貼付枠＞ 契約購読期間が2022年9月号から2025年8月号のため各会計期間で案分し充当する (当月分を月割り計算する) 36回 4月分は下記の通り 825円も充当する $29,700 \div 36 \times 7 = 825 \text{円}$ 4 年 9 月 整理番号 9-10 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	825 円	100%	825 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・選挙活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考書籍購入		
年 月 日	令和4年9月16日～令和 年 月 日	金 額	5,775 円

目 的	各種情報収集と研究
使 途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する
＜領収書貼付枠＞ 契約購読期間が2022年9月号から2025年8月号のため各会計期間で案分し充当する (本年度 2022年9月号から2023年3月号(7か月分)を充当) $29,700 \text{円} \times \frac{7}{36} = 5,775 \text{円 (令和4年度分)}$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,775 円	100 %	5,775 円

請求書

佐野 愛子

様 令和 4年 8月 30日

東京都江東区(新木場)丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社きょうせい

代表取締役
社長

成 吉



金額には消費税及び地方消費税が含まれております。下記のとおりご請求いたします。
(10%) (0422-0009489)

ご請求額 ¥29,700.-

お得意様No
(請求No)



お支払は令和 4年10月31日までをお願いします。

E

品 名	追録号数	数 量	単 価	金 額	備 考
月刊「ガバナンス」 2022年 9月号～2025年 8月号	購 読 料	1	29,700	29,700	

(振 込 先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 かきヨウセイ
(要打電項目) 208193573 サノアコ

01220089058
(49)

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取 扱 番 号
04-09-16	23003	A96150001
取扱店		
払込口座 10000		
払込金額	*29,700	料金 *0
00140 8 10000 株式会社きょうせい 金額 29700 振込先 みずほ銀行 東京営業部 普通預金 4913720 かきヨウセイ 静岡県藤枝市 佐野 愛子 要打電項目: 208193573		
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
記号番号		

とっても便利！安心！オトク！
ゆうちょデビット サービス開始！

2023. 4月分

1/36

支出証拠書(各種団体会費)

3/12

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	藤枝・図書館友の会総会出席 2023 年会費 (5月~3月分)		
年 月 日	令和5年5月1日~令和 年 月 日	金 額	917 円

会の趣旨・目的	市民に利用されやすく地域発展に貢献する
会の活動内容等	図書や資料の提供の他、憩いとコミュニケーションの場としての役割、情報の発信・受信をして地域発展に貢献する
政務活動・県政との関連性	県立図書館の充実にむけて提案に生かす

<<領収書貼付枠>>
 会計年度 2023 年 4 月~2024 年 3 月
 4月分 83円 元当消
 当月は、令和5年5月から令和6年3月までの残 917 円を充当する
 (1000円-83円=917円)

5 年 4 月 整理番号 4-2 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	917円	100 %	917円

(参考)

整理番号

4-2

支出証 拠 書 (各種団体会費)

3/12

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	藤枝・図書館友の会総会出席時 2023年度会費		
年 月 日	令和5年3月12日～令和 年 月 日	金 額	83 円

会の趣旨・目的	市民に利用されやすく地域発展に貢献する
会の活動内容等	図書や資料の提供の他、憩いとコミュニケーションの場としての役割、情報の発信・受信をして地域発展に貢献する
政務活動・県政との関連性	県立図書館の充実にむけて提案に生かす

《領収書貼付枠》

会計年度 2023 年 4 月～2024 年 3 月

$$1,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 83 \text{ 円} \quad 4 \text{ 月は } 83 \text{ 円 充当する}$$

藤枝・図書館友の会 領収書

一金1,000円也

上記金額、2023年度会費として領収しました

2023年3月12日

藤枝・図書館友の会会長

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (総会資料)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	83 円	／	83 円
		100 %	

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

4/11

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	内外情勢調査会 会費(令和5年5月～令和6年3月分)		
年 月 日	令和5年5月1日～令和 年 月 日	金 額	193,600 円

会の趣旨・目的	内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進
会の活動内容等	全国の企業経営者や諸団体のトップが入会し、会員への資料提供や講演活動を行う
政務活動・県政との関連性	会で得た情勢や知識を本会議や委員会での提言に生かす

<領収書貼付枠>
 令和5年5月～令和6年3月度分を月割計算し充当する

$$211,200 \times \frac{11}{12} = 193,600$$

5 年 4 月 整理番号 4-5 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	211,200 円	100 %	193,600 円

(参考)
支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	内外情勢調査会 会費(令和5年4月～令和6年3月) 4月分		
年 月 日	令和5年4月11日～令和 年 月 日	金 額	17,600 円

会の趣旨・目的	内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進
会の活動内容等	全国の企業経営者や諸団体のトップが入会し、会員への資料提供や講演活動を行う
政務活動・県政との関連性	会で得た情勢や知識を本会議や委員会での提言に生かす

《領収書貼付枠》
令和5年4月度分を月割計算し充当する

$$211,200^{\text{円}} \div 12^{\text{ヶ月}} = 17,600^{\text{円}}$$

※ 添付書類: 団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	17,600 円	100%	17,600 円

請求書

静岡県議会議員
佐野 愛子

様

請求金額 211,200円
(消費税等 19,200 円を含む)

請求期間 令和 5年 4月~令和 6年 3月
(支払期日 令和 5年 4月30日)

種類	配信先 (敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	16,000	12	192,000
		10%	【対象金額】		192,000
			【消費税等】		19,200

請求日

請求番号 4027768

〒150-8588 東京都千代田区銀座 1 5 番 8 号
一般社団法人 内外情勢調査会
電話 03-426-0132
(通称請求受領書) 登録番号: T1010005018622

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-04-11	23003	A96190005
取扱店	フジエタ	
払込口座	00120-3	45104
払込金額	*211,200	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
記号番号		
5月3日~5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します		

この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。 (TEL:054-252-1823)

支出証拠書

4/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	令和5年5月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年 月 日	令和5年4月25 日～令和 年 月 日	金 額	50,220 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	5月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
05-04-2523003		通帳送金
記 号	番 号	

取扱番号	お取引金額	
N129	*100,000	
	残高	
清水銀行		
藤枝駅西支店		
普通	2215815	
カ) マルトシアオキ		
送金料金	*440円	
振込予定日	05-04-25	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,440 円	1/2	50,220 円
		%	

支出証拠書(各種団体会費)

4/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NOO 集いの場所サンライズ 正会員会費 (5月~3月分)		
年 月 日	令和5年 月 日~令和 年 月 日	金 額	4,584 円

会の趣旨・目的	官民協働子ども育成支援事業
会の活動内容等	貧困家庭の子どもたちへの夕食提供、体験活動
政務活動・県政との関連性	子どもの実態や支援の方法について提言に役立てる

《領収書貼付枠》

領 収 書

令和 5 年 4 月 27 日

佐野愛子 様

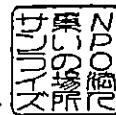
金額 5,000.- 円

ただし、個人正会員会費として
上記正に領収いたしました。

426-0011 藤枝市平島639-7

特定非営利活動法人法人

集いの場所サンライズ



4月分のみ充当 $5,000円 \times \frac{1}{12} 月 = 416円$

5~3月分は $5,000 - 416 = 4,584円$... 5月以降請求

5 年 4 月 整理番号 4-9 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,584 円	/	4,584 円
		100 %	

(参考)

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO 集いの場所サンライズ 正会員会費		
年 月 日	令和5年4月27日～令和 年 月 日	金 額	416 円

会の趣旨・目的	官民協働子ども育成支援事業
会の活動内容等	食困家庭の子どもたちへの給食提供、体験活動
政務活動・県政との関連性	子どもの実態や支援の方法について 政策に役立てる。

《領収書貼付枠》

領 収 書

令和 5 年 4 月 27 日

佐野愛子 様

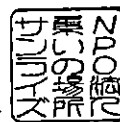
金額 5,000.- 円

ただし、個人正会員会費として
上記正に領収いたしました。

426-0011 藤枝市平島639-7

特定非営利活動法人法人

集いの場所サンライズ

4月分のみ充当 $5,000円 \times \frac{1}{12} = 416円$ 5～3月分は $5,000 - 416 = 4,584円$ --- 5月以降請求

※ 添付書類：団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	416円	100 %	416 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和5年5月分)		
年 月 日	令和5年5月8日～令和 年 月 日	金 額	6,840円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____
《領収書貼付枠》 *月額リース料金(32,655円)から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額(13,681円に1/2を乗じた額)6,840円を充当する 計算根拠は4月証拠書参照 5 年 4 月 整理番号 4-4 参照	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,681円	1/2 %	
			6,840円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

05月12日 13時31分時点

照会条件を変更する

(全3件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高 摘要
001	2023年05月08日分	出金	32,655円		おがア付息

05月12日 06時00分時点

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内 容	事務所上下水道料金(令和5年5月請求分)		
年 月 日	令和5年5月8日～令和 年 月 日	金 額	2,442 円

目 的																			
使 途																			
政務活動・ 県政との 関 連 性																			
≪領収書貼付枠≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>取扱店</th> <th>お 預 り 金 額</th> <th>お 文 払 証 明</th> <th>県仕向(得意店)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-05-08</td> <td>(ﾌｼﾞｲﾅｽﾁｮｳ)</td> <td>水道</td> <td>2,684</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-05-08</td> <td>(ﾌｼﾞｲﾅｽﾞｹｽｲ)</td> <td>水道</td> <td>2,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 文 払 証 明	県仕向(得意店)	5-05-08	(ﾌｼﾞｲﾅｽﾁｮｳ)	水道	2,684		5-05-08	(ﾌｼﾞｲﾅｽﾞｹｽｲ)	水道	2,200	
年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 文 払 証 明	県仕向(得意店)															
5-05-08	(ﾌｼﾞｲﾅｽﾁｮｳ)	水道	2,684																
5-05-08	(ﾌｼﾞｲﾅｽﾞｹｽｲ)	水道	2,200																

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,884 円	1/2	2,442 円
		%	

上下水道使用量のお知らせ

藤枝市水道事業 登録番号

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
	A 0435-004805-000		020 mm
使用 者 氏 名			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			

令和 5年 4月分 発行日 令和 5年 4月20日

使用期間 令和 5年 2月 3日から令和 5年 4月 6日まで

今 回 指 針	41
前 回 指 針 (-)	36
旧メータ使用水量 (+)	m ³
使 用 水 量	5 m ³

参考までに、前年同月の使用水量は 2 m³でした。

上 水 道 料 金	2,684 円
税率 (内消費税)	10 % (244 円)
下 水 道 使 用 料	2,200 円
税率 (内消費税)	10 % (200 円)
請 求 予 定 金 額	4,884 円

(税込み)

次回口座振替日 令和 5年 5月 8日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。

本票は請求書ではありません。

口座振替済のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
	A 0435-004805-000		020 mm
設 置 場 所 ・ 使 用 者 氏 名			
青木 2丁目 18番 3号			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			
ご 指 定 の 振 替 口 座			
金 融 機 関 名	*****		
口 座 番 号	*****	種別	****
口 座 名 義 人	*****		

令和 5年 4月分

使用期間 令和 5年 2月 3日から令和 5年 4月 6日まで

口座振替日 令和 5年 5月 8日

使 用 水 量	5 m ³
上 水 道 料 金	2,684 円
下 水 道 使 用 量	5 m ³
下 水 道 使 用 料	2,200 円
督 促 手 数 料	0 円
振 替 済 合 計 金 額	4,884 円

(税込み)

上記の金額を口座から振替させていただきました。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	事務所ファックス通信料		
年 月 日	令和5年5月10日～令和	年 月 日	金 額 3,182 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

年 月 日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	現在高(貸付高)
5-05-10	(N T T)	電話	6,365	

案分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,365 円	1/2 %	3,182 円

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
054-646-1222	2023年 4月ご請求分	2023年 5月10日(水)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6,365 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から
起算して15日後に再度振替させていただきます。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 054-646-1222

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
ふじのくに県議団 藤枝 佐野愛子事務所 様下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年 4月25日発行)

2023年 2月ご請求分	(2023年 3月10日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,235 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	*****

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額
(合計)6,365 円
6,365 円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、
どんとと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解
約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari
/] でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆054-646-1222		3月分	
◇NTT西日本ご利用分	3,169	2月11日～ 3月10日 回線使用料 (基本料) (事務用) ダイヤル通話料	合 算 合 算
	(212)	2月11日～ 3月10日。なお前月 分は229円でした。 次回 (来月分) の割引計算期間は、3 月11日～ 4月10日です。	
	< 212 >	〈内訳〉イチリッツ1適用通話料	
	(17)	〈内訳〉通常通話料適用分	
	288	ユニバーサルサービス料他 消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	3,169	1番号分のご請求となります。 合算表示の料金合計×1.0%	
		(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	3,196	4月分	
	(255)	3月11日～ 4月10日 回線使用料 (基本料) (事務用) ダイヤル通話料	合 算 合 算
	< 255 >	3月11日～ 4月10日。なお前月 分は229円でした。 次回 (来月分) の割引計算期間は、4 月11日～ 5月10日です。	
	(0)	〈内訳〉イチリッツ1適用通話料	
	290	〈内訳〉通常通話料適用分 ユニバーサルサービス料他 [日割] 消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	3,196	合算表示の料金合計×1.0%	
◇合計	6,365	2か月分のご請求額です。	

整理番号

5-9

支出証拠書(各種団体会費)

5/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	令和5年度会費 藤枝心愛会		
年 月 日	令和5年5月11日～令和 年 月 日	金 額	4,000 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

＜領収書＞

領 収 書

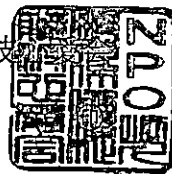
様

金4,000. 円也

但し 令和 5 年度 藤枝心愛会 会費

令和 5 年 5 月 11 日 NPO法人 精神保健福祉 藤枝心愛会

理事長 小野 清子



交付者: 佐野愛子

※ 添付書類: 団体の会則 ・ 事業概要 ・ (その他) (総会資料)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,000 円	100 %	4,000 円

令和5年度
特定非営利活動法人 精神保健福祉
藤枝心愛会 総会
(第57回)



日時 令和5年(2023年)5月11日(木)

午後 1:00 分 受付

午後 1:30 分 開会

会場 青島北地区交流センター

藤枝市南新屋 14-1

TEL 054-645-2300

令和5年度事業方針(案)

1 精神障害者やその家族の心の支えであることを活動の基本とします。

「リカバリー」と言う考え方を大切に、会員の「支え合い・学び合い」を進めます。

- (1)「相談活動」「懇談事業」「第12回家族による家族学習会」を行い、会員・地域家族などに“安心な場・話せる場・学びの場”を提供する。
- (2)相談・懇談事業、班活動として“障害者や家族”を訪問、悩みを分かち合い共に考える活動を進める。
また、活動・事業への当事者の参加、交流を進める。
- (3)会員や地域の方々に情報を提供し、精神保健福祉への理解を進めるため「藤枝心愛会だより」「しんあい交信」の発行や事業活動の記録を継続して行く。
- (4)「懇談事業」「講演会」「広報活動」などにより、会員や地域の方々が必要とする「制度・施設・サービス」について調査情報を提供する。
- (5)福祉事業として心愛フェスタ、バザー、新茶・素麺の販売、古紙・アルミ缶の資源回収事業等を積極的に行う。

2. 対外的な活動として“遅れている地域医療、保健福祉の拡充・精神障害者への地域の理解”を進め、「精神障害があっても安心して暮らせる地域づくり」(心愛会創立50周年記念大会テーマ・平成29年3月)を目指します。

- (1)役員会、懇談会の話し合い等で出された「医療・生活問題」について、藤枝市との「要望・懇談」を続ける。
また訪問支援等について、地域の病院・診療所との話し合いなどを進める。
- (2)親亡き後問題・グループホーム設置について、見学など心愛志太と共に検討を進める。
- (3)「講演会の開催・参加」「広報活動の充実」「福祉事業の活用」「関係団体との連携」などにより、精神障害者への地域の理解を深める。

3. 関係団体との連携と交流

- (1)社会福祉法人心愛志太の事業に協力する。
- (2)静岡県精神保健福祉会連合会、焼津・藤枝2市心愛連絡会、地域4家族会や他の福祉団体との連携を図る。
- (3)「重度障害者医療費助成制度の拡充」や「JR運賃割引制度実現」の要望運動を県連と共に継続していく。

4. 組織の強化

- 「家族学習会」実施などにより、会員数の増加を進める。
- 収入の増加と支出の効率化を進める。
- 組織強化のための検討を進める。

広 報 ◎	心愛会だより [redacted]	年1回発行	400 部発行。会員、行政、他団体、民生委員、他家族会等へ配布
	しんあい 交信	年3～4回 発行	

連携する団体や大会での活動内容

公益社団法人 静岡県精神保健福祉 会連合会	昭和 46 年(1971 年)に設立した精神障害者家族会の静岡県全域の家族会 連合組織である。初代会長は当会「心愛会」の初代会長 [redacted]、 現在 19 家族会の連合体となっている。 現在、各市町で「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に向けて の検討が進んでいる。
社会福祉法人 心愛志太	藤枝心愛会の会員が中心となって、資金を出し合い設立した法人である。 この法人は「第一心愛」「第二心愛」「第三心愛」の他に藤枝市地域活動支 援センター「きずな」が開設されている。
心愛後援会	社会福祉法人心愛志太が行う社会福祉事業及び NPO 法人藤枝心愛会が 行う精神保健福祉活動を支援・協力し、三事業者が連携し障害者への啓発 活動を協働で行う。藤枝心愛会にとっては、地域啓発活動を協働してい ただける大切な団体である。
静岡県精神障害スポー ツ推進協議会	平成 13 年に設立した精神障害者のスポーツ推進の団体である。精神障害 者やその団体が国体の障害者競技に正式に参加権を得たのは平成 19 年 である。スポーツ大会に参加して、自分達の権利を大切にすることである。 当会では、毎年 50 名位がスポーツ会費で協力させてもらっている。
藤枝市 精神保健福祉 ネットワーク会議	精神保健福祉に関係する事業所、家族会、県、市の行政、ボランティア、病 院、クリニック等の利用者や関係者が年に数回全体会を開き交流を深める。

2事業実施計画

事業名	実施日	会 場	実 施 内 容
総 会	5月 11 日	青島北地区交 流センター	令和4年度事業・決算・監査報告 令和5年度事業計画、予算案
理事会	毎月1回	文化センター	毎月の行事予定の確認と検討
		藤枝第三心愛	

支出証拠書(各種団体会費)

5/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	令和5年度会費 精神障害者スポーツ推進協議会(心愛会)		
年 月 日	令和5年5月11日～令和 年 月 日	金 額	1,000 円

会の趣旨・目的	精神障害者及びその家族に対して、精神保健福祉活動ならびに社会活動の支援を行う
会の活動内容等	会の趣旨をもとに、福祉社会の実現に寄与する活動
政務活動・県政との関連性	障害に対する正しい理解と支援をすすめ、福祉社会の実現に注力する

《領収書貼付枠》

領 収 書

様

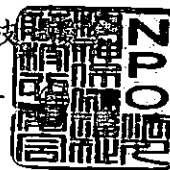
金1,000. 円也

但し 令和5年度 精神障害者スポーツ推進協議会 会費

令和5年5月9日 NPO法人 精神保健福祉 藤枝

理事長

小野 清子

※ 添付書類：~~団体の会則・事業概要・その他(総会資料)~~ 及捺印：佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000 円	100 %	1,000 円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	令和5年度静岡県精神保健福祉協会 会費及び送金手数料		
年 月 日	令和5年5月12日～令和 年 月 日	金 額	1,220 円

会の趣旨・目的	保健福祉思想の普及を図り、精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与する
会の活動内容等	各種こころの健康づくりに関する講演会、アート展など
政務活動・県政との関連性	会員との意見交換、意見聴取を通じて精神保健福祉の課題を提言する

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-05-12	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N094	*1,000	
	残高	
しずおか横浜信用金庫		
小黑支店		
普通 217377		
シス・オカケンセイシンホケンフクシキヨウ		
送金料金 *220円		
振込予定日 05-05-12		
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

※ 添付書類：団体の会則 ・ 事業概要 ・ その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,220 円	100 %	1,220 円

領 収 書

佐野 愛子 様

令和 5年 5月 12 日

★1,000—

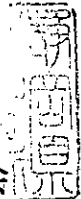
但 静岡県精神保健福祉協会 令和5年度年会費として
上 記 正 に 領 収 いたしました

〒 422-8031

静岡市駿河区有明町 2-20

静岡県静岡総合庁舎別館 4 階

静岡県精神保健福祉協会



静岡県精神保健福祉協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、静岡県精神保健福祉協会という。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を静岡県精神保健福祉センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、静岡県における精神保健福祉事業の飛躍的發展を期し、保健福祉思想の普及を図り、併せて精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 精神保健福祉に関する資料及び情報の収集、交換に関すること。
- (3) 精神障害者の福祉推進を図るための諸活動に関すること。
- (4) 会員相互及び関係団体との連絡協調を図ること。
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 則

(会 員)

第5条 本会は、本会の目的と趣旨に賛同するものをもって会員とする。

2. 会員は、次の2種とする。

普 通 会 員

特 別 会 員

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、会長の承認を得なければならない。

2. 退会しようとするものは、その旨を届け出なければならない。

第3章 役員及び職員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|-----|
| (1) 会 | 長 | 1 名 |
| (2) 副 | 会 長 | 2 名 |
| (3) 常 務 理 事 | | 若干名 |
| (4) 理 事 | | 若干名 |
| (5) 評 議 員 | | 若干名 |
| (6) 監 事 | | 2 名 |

(役員 の 選 出)

- 第8条 会長及び副会長は、理事の互選による。
2. 理事は、総会において選任する。
 3. 常務理事は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 4. 評議員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 5. 監事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(役員 の 任 期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員の任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(役員 の 職 務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 3. 常務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
 4. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
 5. 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項を審議する。
 6. 監事は、会務の執行状況を監査する。

(名誉会長及び顧問)

- 第11条 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
2. 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 3. 名誉会長及び顧問は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(幹 事 の 委 嘱)

- 第12条 本会に幹事若干名を置く。
2. 幹事は、会長が委嘱し、常務理事を補佐する。

(職 員)

- 第13条 本会に職員若干名をおくことができる。
2. 職員は、会長が任免する。

(会 議)

- 第14条 会議は、総会、常務理事会、理事会及び評議員会とする。
2. 会議は、会長が召集する。
 3. 会議は、その会議を構成する会員又は役員の過半数が出席しなければ開会することができない。
 4. やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または代理人をもって表決を行うことができる。
 5. 会議の議事は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは、議長が決める。

(総 会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定期総会は、毎年1回定期に開催する。
3. 前項のほか、会員2分の1以上の請求があったとき及び会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て臨時総会を開催する。
4. 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。
5. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の承認に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 歳入、歳出予算及び決算の承認に関すること。
 - (4) その他会長が附議した事項

(常 務 理 事 会)

第16条 常務理事会は必要に応じ随時開催する。

2. 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 常務理事会には、次の事項を附議する。
 - (1) 理事会に附議する議案に関すること。
 - (2) 事業計画の決定に関すること。
 - (3) 歳入歳出予算及び決算の決定に関すること。
 - (4) その他重要な事項。
4. 常務理事会は運営委員会を設置することができる。
 - (1) 運営委員会は必要に応じ随時開催する。
 - (2) 運営委員会の議長は委員の中から会長が指名する。
 - (3) 運営委員は会員及び会員の属する機関の代表者から常務理事会の意見を聞き、会長が委嘱する。
 - (4) 運営委員の人数は若干名とする。
 - (5) 運営委員会は事業遂行にあたって、必要に応じて実行委員会を置くことができる。
 - (6) 運営委員会は事業計画案、予算案の策定、その他協会事業の運営を行う。
5. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、常務理事会に代えることができる。

(理 事 会)

第17条 理事会は、必要に応じ随時開催する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 理事会には、次の事項を附議する。
 - (1) 総会附議する議案に関すること。
 - (2) 事業計画の決定に関すること。
 - (3) 歳入、歳出予算及び決算の決定に関すること。
 - (4) その他重要な事項
4. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(評 議 員 会)

第18条 評議員会は、必要に応じ随時開催する。

2. 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 評議員会には、次の事項を附議する。

(1) 基本財産に関すること。

(2) 会務に関する重要な事項で、会長が必要と認めるもの。

4. 前条第4項の規定は、評議員会に準用する。

(監 査)

第19条 監事は、毎年少なくとも1回、この協会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

2. 会長は、毎年度の事業報告及び収支決算書を総会に提出しようとするときは、あらかじめ監事の審査を受け、これに対する監事の意見をつけなければならない。

第4章 会 計

(事 業 年 度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収 入)

第21条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計に関する規定)

第22条 会計に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が定める。

第5章 雑 則

(施 行 細 則)

第23条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の決議を得て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和37年2月28日から施行する。

昭和43年6月 8日	一部改正
昭和52年5月31日	一部改正
昭和61年6月 6日	一部改正
平成 3年5月10日	一部改正
平成12年7月19日	一部改正
平成20年7月 2日	一部改正
平成22年4月 1日	一部改正
平成22年7月 7日	一部改正
平成23年6月16日	一部改正

静岡県精神保健福祉協会細則

第1条 この細則は、静岡県精神保健福祉協会会則第23条に基づき、会務を執行するために必要な事項を定める。

第2条 静岡県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）の事務所には、次の書類、帳簿を備えつけ、常に整理しておかねばならない。

役員名簿、会員名簿、会計簿、会議録、行事实施記録、備品台帳

第3条 協会に入会を希望するものは、入会申込書に当該年度の会費をそえて、会長に提出しなければならない。

会長は、前項の申込みを承認したときは、直ちに会員名簿へ登録しなければならない。

第4条 会員は、当会発行の機関紙、その他印刷物の無料配付を受けることができる。

第5条 会員の種類は、次により区分する。

(1) 協会の目的と趣旨に賛同し、入会を申し出たものは普通会员とする。

(2) 学識経験者であって、会長がとくに認めたものは特別会員とする。

第6条 会費は次のとおりとする。

(1) 普通会员の場合

ア. 個人は1ヵ年 1,000円とする。

イ. 病院・診療所・会社・工場・事業所・その他団体等の会費は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------|-----|----------|
| ① 精神科病院 | 許可病床数に応じ 1床当たり | 1ヵ年 | 300円とする。 |
| ② 一般病院 | | " | 10,000円 |
| ③ 診療所 | | " | 15,000円 |
| ④ 会社・工場・事業所等 | | | |
| 従業員 | 300人未満 | | |

1ヵ年 5口以上

300人以上500人未満

" 10口以上

500人以上

" 20口以上

但し、1口は1,000円単位とする。

⑤ 市町村

当該市町村の人口2万人未満の場合

1ヵ年

16,000円

2万人以上5万人未満の場合

"

22,000円

5万人以上10万人未満の場合

"

30,000円

10万人以上15万人未満の場合

"

40,000円

15万人以上20万人未満の場合

"

45,000円

20万人以上25万人未満の場合

"

50,000円

25万人以上30万人未満の場合

"

55,000円

30万人以上35万人未満の場合

"

60,000円

35万人以上40万人未満の場合

"

65,000円

40万人以上45万人未満の場合

"

70,000円

45万人以上50万人未満の場合

"

75,000円

50万人以上55万人未満の場合

"

80,000円

55万人以上60万人未満の場合

"

90,000円

60万人以上65万人未満の場合

"

100,000円

65万人以上70万人未満の場合

"

110,000円

70万人以上80万人未満の場合

"

120,000円

80万人以上 90万人未満の場合

"

130,000円

90 万人以上 100 万人未満の場合	"	140,000 円
100 万人以上の場合	"	150,000 円

⑥ 施設、作業所	"	5,000 円以上
⑦ その他の団体	"	20,000 円以上

(2) 特別会員の場合

学識経験者であって、会長が特に認めたものは、会費の納入を必要としない。

(3) 会費は、毎年 6 月 30 日までに協会へ納入しなければならない。

但し、第 3 条に基づき新たに会費を納入したものは、当該年度についてはこの限りでない。

第 7 条 役員のうち、公職にあるの故をもって選出されたものは、その公職を去ったときは速やかにその後任者と交替するものとする。

附 則

この細則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 60 年 4 月 1 日	一部改正
平成 2 年 4 月 1 日	一部改正
平成 3 年 5 月 10 日	一部改正
平成 8 年 4 月 1 日	一部改正
平成 8 年 4 月 1 日	一部改正
平成 15 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 7 月 7 日	一部改正
平成 25 年 9 月 18 日	一部改正

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	藤枝市国際友好協会 令和5年度会費及び総会出席時駐車料		
年 月 日	令和5年5月13日～令和 年 月 日	金 額	3,400 円

会の趣旨・目的	教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流を通じ、友好関係の強化や国際意識を高めることに貢献する
会の活動内容等	友好都市などとの文化交流、語学講座や外国料理教室などの開催で理解を深めるなど多岐にわたる活動を展開している
政務活動・県政との関連性	県の国際交流推進への提案に役立てる

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則 ・事業概要・その他(総会資料)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,400 円	100 %	3,400 円

領 収 証

佐野 愛子

様 No. _____

★

3,000-

内 訳

但

現 金

小切手 /

手 形 /

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

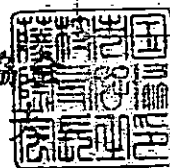
2023 年 5 月 13 日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

藤枝市国際友好協

会長 桜井 幹



領収書

車室 No.5

入庫時刻 05月13日 10時47分

精算時刻 05月13日 12時29分

受領金額 400円

2023年05月13日12時29分 発行

P&P藤枝駅前パーキング

令和 5 年度 藤枝市国際友好協会 総 会 次 第

日 時 令和 5 年 5 月 13 日 (土) 11 時から
会 場 文化センター 1 階 ホール

1. 開 会

- | | | |
|---------|-------------|--------|
| 2. あいさつ | 藤枝市国際友好協会会長 | 桜井 幹夫 |
| | 藤枝市長 | 北村 正平様 |
| | 藤枝市議会議長 | 山根 一 様 |

3. 議 事

- 第 1 号議案 令和 4 年度事業報告
- 第 2 号議案 令和 4 年度収支決算報告
- 監 査 報 告
- 第 3 号議案 令和 5 年度役員改正 (案)
- 第 4 号議案 令和 5 年度事業計画 (案)
- 第 5 号議案 令和 5 年度収支予算 (案)

4. そ の 他

5. 学生スピーチ

6. 閉 会

令和5年度 事業計画（案）

■交換学生事業

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1. オーストラリア・ペンリス市（高校生） | オンライン交流 |
| 2. 韓国・楊州市（高校生） | |
| ・ 藤枝市学生派遣 | 調整中 |
| ・ 楊州学生受け入れ | 調整中 |

■藤枝市・ペンリス市姉妹都市交流事業

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. ペンリスウィーク | 市民への周知 11月上旬 |
|-------------|--------------|

■語学講座

【英会話】

初級	金曜日	19:00～20:30	5月26日開講（全16回）
中級	金曜日	10:00～11:30	6月2日開講（全10回）
上級	金曜日	10:00～11:30	6月2日開講（全16回）
日本や藤枝のことを 英語で話そう！	土曜日	10:00～11:30	5月20日開講（全5回）

【韓国語】

中級	第1.3.5木曜日	19:00～20:30	5月18日開講（全16回）
----	-----------	-------------	---------------

■国際化啓発事業

1. 国際交流セミナー・世界の国と文化を知ろう「世界の国の生活・習慣・料理講座等」
2. 外国人留学生（静岡産業大学）ホームビジット
3. ライス大学学生との交流

■広報事業

1. FIFS NEWSの発行
2. ホームページの運営
3. Facebookの運営

藤枝市国際友好協会規約

(名称)

第1条 本会は藤枝市国際友好協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は世界の人々と、教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流をととして友好の絆を強め、市民の国際意識の高揚を図り、世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 国際的意識の高揚に関する事項
- (2) 姉妹都市提携事業の推進
- (3) 教育、文化、産業及び経済等に関する交流
- (4) 各種友好親善活動の計画及び実施
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 協会は第2条の目的に賛同する者、法人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 協会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任理事 15名以内
- (4) 理事 35名以内
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

- 2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。

(役員選任)

第6条 理事及び監事は、総会において会員の互選により選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により選任する。
- 3 会計は、常任理事の互選により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任務)

第7条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- (3) 常任理事は事業等の企画、運営を行う。
- (4) 理事は常任理事を補佐する。
- (5) 会計は会計事務を行う。
- (6) 監事は協会の会計及び業務の監査を行う。

(役員解任)

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(理事会)

第9条 会長、副会長、常任理事、その他の理事をもって理事会を組織する。

- 2 理事会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、理事会構成員の過半数から請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 理事会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他会長が付議した事項について協議し、決定する。
- 4 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第10条 会長、副会長、常任理事及び会計をもって、常任理事会を組織する。

- 2 常任理事会は、会長が必要に応じて招集し、事業の企画、立案及び運営に積極的に参画する。

(専門部会)

第11条 会長は協会の事業を推進するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2 専門部会の長は常任理事から、部員は会員の中からそれぞれ会長が任命する。

3 専門部会は部会長が招集する。

(総会)

第12条 総会は年1回、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から、開催の請求があったときは、臨時に招集することができる。

2 総会は次の事項を処理するものとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) 役員の承認及び解任に関すること。

(5) その他、会長が特に必要と認めたもの

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会の議事は別に定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第13条 会長は理事会にはかつて、協会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、協会の理事会、総会に出席し、意見を述べることができる。

(会費)

第14条 会費は次のとおりとする。

★(1) 個人会員 年額3,000円

(2) 家族会員 年額5,000円

(3) 法人、団体会員 年額10,000円

2 退会したもの又は除名されたものの既納の会費は、返還しない。

(入会)

第15条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(退会)

第16条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散若しくは消滅したとき。

(2) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(除名)

第17条 会員が、協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決により除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を文書で通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第18条 協会の経費は会費、寄付金及びその他をもってあてる。

(会計年度)

★第19条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第20条 協会の事務を行うため、藤枝市駅前二丁目1番5号に事務局をおく。

2 事務局に職員若干名をおき、会長がこれを任免する。職員の身分については、藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則に準ずる。

(その他の事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規約施行後最初に開催される総会は、藤枝市姉妹都市提携準備委員会が招する。

3 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成5年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

9 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

10 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

11 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

12 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

13 この規約は、平成29年1月24日から施行する。

ただし、第14条第1項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

14 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

15 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	講演会聴講 駐車料		
年 月 日	令和5年5月13日～令和 年 月 日	金 額	700 円

目 的	平和外交講演 聴講
使 途	駐車料
政務活動・ 県政との 関 連 性	準備の仕方等指導に役立てる。

《領収書貼付枠》

領収書

入庫時間	05月13日 14:20
出庫時間	05月13日 16:29
請求金額	700円
領収金額	700円
領収日	23年05月13日

アイベック常磐町第1駐車場

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	700 円	／	700 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所電気料 (令和5年5月分)		
年 月 日	令和5年5月15日～令和 年 月 日	金 額	6,111 円

目 的							
使 途							
政務活動・ 県政との 関 連 性							
《領収書貼付枠》 <table border="1"> <tr> <td>5-05-15</td> <td>(チュウワデモリョク)</td> <td>電気</td> <td>12,222</td> </tr> </table>				5-05-15	(チュウワデモリョク)	電気	12,222
5-05-15	(チュウワデモリョク)	電気	12,222				

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,222 円	1/2	6,111 円
		%	

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和 5年 5月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替年月日		合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 5年 5月15日		12,222円	1,110円
ご指定口座	☐ 口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。		

[illegible]

納税申告紙印
東屋名古屋につき
済認承署務税

产成地 名古屋市区东郊町

中部電力ミライズ株式会社

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	令和5年度 NPO 法人しずおかオーガニックウェブ 年会費		
年 月 日	令和5年5月21日～令和 年 月 日	金 額	3,000 円

会の趣旨・目的	静岡県内の農業者及び生活者を対象に、有機的(オーガニック)な農業生産や生活を広げるための支援を行うことで、農業者と生活者の連帯の深化による安心な食の供給、自然環境の維持向上、さらにはこれらを通じた地域の活力向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	ホームページ及びメールマガジン等を通じ会の存在と事業の周知に努める 農業大学や研究所等の視察、意見交換会や勉強会などを通じてオーガニック生活普及活動をする 他、他団体の活動支援など
政務活動・県政との関連性	県議会質問への政策として生かす

《領収書貼付枠》

※ 添付書類、定款・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,000 円	/	3,000 円
		100 %	

領収書

2023 年 5 月 21 日

佐野愛子

様

領収額 金 3,000 円

但し令和5年度(個人正会員・団体正会員・個人賛助会員・団体賛助会員)会費として

上記正に領収しました。

NPO 法人しずおかオーガニックウェブ(SOW)

代表理事 吉田 茂



NPO 法人しずおかオーガニックウェブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人しずおかオーガニックウェブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県焼津市西小川5丁目20番地の10に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内の農業者及び生活者を対象に、有機的（オーガニック）な農業生産や生活を広げるための支援を行うことで、農業者と生活者の連帯の深化による安心な食の供給、自然環境の維持向上、さらにはこれらを通じた地域の活力向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) オーガニックな生産を支援する活動
- (2) オーガニックな生活を広める活動
- (3) オーガニックな生産・生活の体験を提供する活動
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって

本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 10 人以下
- (2) 監事 1 人以上 3 人以下

2 理事のうち、1 人を代表理事とし、若干名を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことが

できる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

（総会の種別）

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第21条 総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

★ 第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事

副代表理事

副代表理事

理事

同

同

同

同

同

監事

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2022年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2022年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

✧ (1) 正会員会費（個人） 3000円（1年間分）

正会員会費（団体） 5000円（1年間分）

(2) 賛助会員会費（個人）1口 3000円（1年間分）

賛助会員会費（団体）1口 5000円（1年間分）

これは、当法人の定款である。

静岡県焼津市西小川5丁目20番地の10

NPO法人しずおかオーガニックウェブ

理 事 吉田 茂

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	NPO 藤枝市スポーツ協会懇親会、意見交換会		
年 月 日	令和 5 年 5 月 26 日～令和 年 月 日	金 額	5,000 円

目 的	NPO 藤枝市スポーツ協会懇親会、意見交換、意見聴取
使 途	懇親会会費
政務活動・ 県政との 関 連 性	藤枝市スポーツ協会の現状を提案に役立てる

《領収書貼付枠》

上限の 5,000 円を充当する

①

領 収 書 No. _____

様

¥7,000

但し、（特非）藤枝市スポーツ協会懇親会費

令和 5 年 5 月 26 日 上記正に領収いたしました

（特非）藤枝市スポーツ協会
会 長 臼井 郁夫



支払者: 佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,000 円	/	5,000 円
		100%	

指針様式第1号

活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)

25 年 5 月 31 日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野 愛子

活 動 名

藤枝市スポーツ協会懇談会 意見交換会

活動概要

1 参加日時

令和5年5月26日 19時～20時

2 場 所

小杉苑

3 参加者

スポーツ協会各種競技役員

4 内 容

- ・藤枝市におけるスポーツ競技団体の活動報告
- ・現状の課題 聴取、意見交換
- ・景政の現状の報告 等

※ のため、案分率は、1/2・1/3・ / とする。
なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。

経 費

項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
参加費	5,000円	①	懇親会費
合 計	5,000円		

備 考

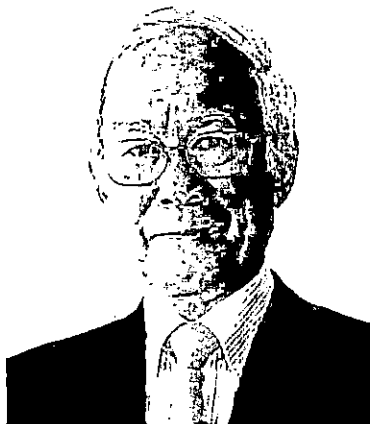
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	300 円	/	300 円
		100%	

静岡脳科学研究会 講演会

目指そう！熟年爽快

～壮年期を豊かにする秘訣とは～



日時：2023年**5月27日（土）** 午後2時 ～3時30分

場所：**BiVi 内 藤枝市駅南図書館 3F 集会室**

講師：NPO 法人 静岡団塊創業塾 理事長 原田和正 氏

1952年、さいたま市出身。藤枝東高等学校、東京工業大学卒、藤枝市在住。

定員： 30 名

参加費：無料

主催：静岡脳科学研究会 お問い合わせ：054-668-9730

お申し込み： お名前、住所、電話番号（携帯電話可）をご記入の上、

FAX：054-636-2211まで

申込書

よくお読みください。

氏 名	住 所	電 話
佐野 幾子	藤枝市 青木 2-18-5 18-5	689-0197

参加申込書にご記入いただきました個人情報は、この講演会実施のためのみに使用させていただきます。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静浜基地航空祭 2023 祝賀会、意見交換会		
年 月 日	令和 5 年 5 月 28 日～令和 年 月 日	金 額	4,000 円

目 的	静浜基地航空祭 2023 祝賀会、意見交換、意見聴取
使 途	祝賀会会費
政務活動・ 県政との 関 連 性	静浜基地の現状を知り提案に役立てる

《領収書貼付枠》

領 収 書

令和 5 年 5 月 2 8 日

佐野 愛子 様

¥ 4 , 0 0 0 -

但 祝賀会会費として
上記正に領収いたしました

静浜基地後援会会長
〒421-0205 静岡県焼津市宗高 1 番地 静浜基地後援会事務局

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,000 円	100%	4,000 円

航空祭のご案内

謹啓 益々ご清拝のこととお慶び申し上げます。

平素から航空自衛隊に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、静浜基地航空祭2023及び祝賀会を下記のとおり計画いたしました。つきましては、ご多用中の折、誠に恐縮に存じますが、ご来臨の栄を賜りますようご案内申し上げます。
敬白

令和5年4月吉日

航空自衛隊静浜基地司令 芳賀 和典
静浜基地後援会会長 池谷 薫

記

① 航空祭

- (1) 日時 令和5年5月28日(日) 午前9時～午後1時
- (2) 受付 本部庁舎前にて午前8時から行いますので、当日は本案内状をご持参ください。

② 祝賀会

- (1) 場所 静浜基地 体育館
- (2) 時間 午後12時10分～午後2時00分(開場 午前11時50分)
- (3) 会費 4,000円(受付時にお支払いをお願いいたします。)

3 静浜基地への交通手段

(1) 公共交通機関をご利用の方

ア 焼津駅(南口): シャトルバス(有料)が運行されます(推奨)。

イ 藤枝駅(北口): 今年度はシャトルバスの運行はありません。通常の時刻表による運行となります。バス乗り場3「藤枝吉永線」乗車の上「静浜基地入口」バス停下車約900mです。

(2) お車でご来訪の方

基地内駐車場の駐車券を後日郵送いたします。

4 その他

- (1) 航空祭及び祝賀会へのご出席の可否につきまして、4月27日(木)までに、同封のはがきにて返信いただきますようお願いいたします。

なお、会場の収容人数の都合上、ご本人様のみの案内とさせていただき、ご同伴の方はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- (2) 返信はがきにご記入いただきました個人情報につきましては、本行事のみに使用し、適切に管理いたします。

5 お問い合わせ

航空自衛隊 静浜基地司令部総務班 TEL: 054-622-1234 内線203

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話通話料(令和5年5月請求分)		
年 月 日	令和5年5月29 日～令和 年 月 日	金 額	3,437 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明は4月証拠書参照 5 年 4 月 整理番号 4-11 参照

5-05-29	ガス	6,874
---------	----	-------

案分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,874 円	1/2	
		%	
			3,437 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡・朝日新聞購読料		
年 月 日	令和5年5月3日～令和 年 月 日	金 額	8,200 円

目 的	各方面における情報収集
使 途	5月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

2023 年 5 月 分 領 収 証 発証		
佐野 愛子 様		
本郷286		
合計金額	¥8,200*	
8%対象	8,200円	
(消費税込み)		
(口座振替分)		
銘 柄	部数	金 額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,900*
※は軽減税率対象、約銭：10000:1800 5000: 1000:		
新聞や本を読むと視野が広がり 会話が弾み、脳が鍛えられます。		
毎度ご購読有難うございます 上記金額正に領収致しました 年 月 日 領収 担当 :		
有限会社 新聞販売いづみ 静岡県藤枝市官原534番地02 TEL (054) 639-0126・0903		

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a) 8,200 円	案分率(b) / 100%	政務活動費支出額(a×b) 8,200 円
------------------------------	---------------------	------------------	--------------------------

整理番号

5-2/

支出証拠書（自動車燃料代）

【5月分】 5/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野 愛子)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	1,224	18 円 × 1,224 km / km	22,032

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野 愛子

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	22,032 円	100%	22,032 円

2023年度5月

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4/30	東アジア文化交流視察情報収集	自宅ー東静岡	65
5/2	東アジア記念式典出席・意見交換	自宅ー東静岡	63
6	事務整理	自宅ー青木	18
8	議員総会	自宅ー静岡	58
9	議員役員打合せFM収録	自宅ー県庁島田	82
10	県庁打合せ島田市職員交換情報収集	自宅ー県庁おおるり	83
11	志太女性教員意見交換心愛会意見交換	自宅ー田沼、駅前	28
13	トレイルラン国際友好協会意見交換平和外交講演会	自宅ー市ノ瀬、あざれあ	65
14	武道協会意見交換	自宅ー青木等	20
16	リニアリモートヒアリング	自宅ー県庁	57
17	焼津地区教職員意見交換	自宅ー大井川	28
18	議案説明ヒアリング	自宅ー県庁	57
20	男女共同参画研修会	自宅ー県会館	58
21	有機農業講演会ボランティア協会意見交換	自宅ー社会福祉会館	58
22	重症障害児意見交換退職女性意見交換	自宅ー茶町、あざれあ	60
23	FM収録県庁研修	自宅ー島田県庁	50
24	会館打ち合わせ藤枝地区教職員意見交換自宅ー田沼、瀬戸谷	県庁ー自宅	27
25	心愛視察岡部町商工会意見交換	自宅ー田沼、岡部	35
26	県文化表彰、スポーツ協会意見交換	自宅ー県庁生涯センター	59
27	六合小学校視察、障害者保護者意見交換	自宅ー島田、五十海等	55
28	消費者フェア、静浜基地視察情報交換	自宅ー駅南、大井川	41
29	連合組合意見交換	自宅ー牧之原等	37
30	県庁質問打合せ	自宅ー県庁	57
31	さわやかクラブ意見交換、連合東遠意見交換	自宅ー茶町、掛川	63
		合 計	1,224

22,032

支出証拠書

5/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内 容	事務員雇用 (令和5年5月分)		
年 月 日	令和5年5月1日～令和5年5月31日	金 額	27,467 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和5年5月分

氏 名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
26H 1,100/h	日数7日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
28,600	2,450	31,050			0	31,050
					受領印	XXXXXXXXXX
					受領日	5月31日

案分の理由 後援会業務も含まれてい るため稼働時間で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		23/26	
	31,050 円	%	27,467 円

雇 用 実 績 表

5 月 分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	4	3.5	当月案内文書確認、スケジュール確認
10	水			
11	木			
12	金	4	3.5	資料作成
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	4	3.5	資料作成
17	水			
18	木			
19	金	4	3.5	資料作成
20	土			
21	日			
22	月			
23	火	4	3.5	前期資料整理、ファイリング
24	水			
25	木			
26	金	2	2	過去資料廃棄作業
27	土			
28	日			
29	月			
30	火	4	3.5	過去資料廃棄作業、次月スケジュール確認
31	水			
計		(A) 26	(B) 23	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 5 年 5 月 31 日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B){ 時間 分 }×単価[円] = 円
 ②総支給額[28,600 円]×(B)23/(A)26= 25,300 円

通勤手当も算分可 $350^{\text{円}} \times 7^{\text{日}} \times \frac{23}{26} = 2,167^{\text{円}}$

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内 容	事務員雇用 (令和5年5月分)		
年 月 日	令和5年5月1日～令和5年5月31日	金 額	53,150 円

目 的						
使 途						
政務活動・ 県政との 関 連 性						

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和5年5月分

氏 名 XXXXXXXXXX

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
44.5H 1,100/h 円 48,950	日数12日 ¥350/日 円 4,200	円 53,150	円	円	円 0	円 53,150

受 領 印	XXXXXXXXXX
受 領 日	5月31日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	53,150 円	/	53,150 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費(人件費)		
内 容	事務員雇用(令和5年5月分)		
年 月 日	令和5年5月1日～令和5年5月31日	金 額	34,200 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和5年5月分

氏 名 

給 与 36H 950/h 円 34,200	通勤手当 日数 日 ¥ /日 円	支給額合計 円 34,200	控 除 額			差引支給額 円 34,200
			所 得 税 円	雇 用 保 険 料 円	控 除 額 合 計 円 0	
						受領印 受領日 5 月 31 日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	34,200 円	/	34,200 円
		100%	